

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
福井県
- 2 構造改革特別区域の名称
福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
今立町および上中町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県の地域特性

(ア) 環境特性

福井県は本州日本海側のほぼ中央にあって、日本海と石川県、岐阜県、滋賀県、京都府の4府県に隣接している。総面積は4,188km²で、海岸線の長さは約410kmに及び、県土の約75%が森林・原野である。また、農用地(田、畑)が43,320haで全体の10.3%を占めており、全国と比べ、農用地の割合が低く、森林の割合が高くなっている。

古くから繊維の産地で、羽二重や人絹織物の黄金時代を経て、現在では合成繊維をはじめとした総合産地を形成している。また、コシヒカリに代表される全国屈指の良質米生産地であり、地域特産物や畜産を組み合わせた複合的な農業振興を図っている。

さらに、北陸型と関西型の文化を合わせ持つ本県は、歴史的に見て人、物の交流とも北陸地方との結びつきが強い「越前」と、京都を中心とする関西の風俗習慣が色濃く残る「若狭」の文化圏に大きく分かれ、県内外から年間約2,500万人の観光客が訪れている。

(イ) 農家、農業者

本県の農家数および農家人口は年々減少の一途をたどっている。また、総農家に占める兼業農家の割合は平成12年に95%と全国で最も高くなっている。

また、規模拡大等の経営改善に取り組む認定農業者の数は、平成12年に393人で全国都道府県の中で最も少なくなっている。一方、新規就農者数は年間10名から20名の範囲で推移しており、Uターンや非農家からの新規参入等が増えつつあるものの、全国よりも高齢化が進んでいることなどから離農者の増加が著しく、担い手の確保は厳しい状況にある。

(ウ) 耕作面積

耕地面積は昭和60年に48,400haあったが、年平均360ha程度の農地が宅地や道路等へかい廃されており、平成12年には43,000haまで減少している。また、中山間地域では担い手の大幅な減少や高齢化から耕作放棄地が進行しており、多面的機能や地域活力が低下している。

(2) 福井型エコ・グリーンツーリズムの特色

本県では、マニフェストに掲げている「福井型学び体験する旅」を進めるに当たって、平成15年度に庁内に「エコ・グリーンツーリズム推進チーム」を設置し、部局連携の下で各種施策を推進する体制を整えたところである。今後は、県内固有の地域資源(食、自然、歴史・文化等)を組み合わせた「広域的体験メニューづくり」や「特産品づくり」など、本県の「地域ブランド」として付加価値とストーリー性を高めた「福井型エコ・グリーンツーリズム」を推進していくこととし、地域固有の魅力ある資源を活かした県下全域での取り組みについて積極的に支援策を進めていくところである。

「福井型エコ・グリーンツーリズム」の特色としては、豊富な山・里・海・湖の幸を産み出す農業・林業・漁業の全てが体験できる(「グリーン」)こと、豊かな自然環境に生息する希少動物の生態が観察できる(「エコ」)こと、地域の歴史・文化や伝統芸能に触れ体験できる(「福井

型)」ことにより、古来から人々の生活を支えてきた食や自然の大切さを学び、スローライフや自然環境の価値を再発見することにある。

豊富な山・里・海・湖の幸

美しく豊かな自然に恵まれた本県は、おいしい米の代名詞「コシヒカリ」の発祥の地であり、四季折々に収穫できるミディトマト・ウメ・花らっきょ・里芋など野菜や果物・山の幸は種類も豊富である。

また、日本海に面した福井県はズワイガニ・カレイ・フグ・甘エビ・ホタルイカ・昆布など、おいしい海産物を数多く供給しており、中でもズワイガニは「越前がに」として冬の味覚の代表として喜ばれている。また、山間を流れる溪流にはイワナ・ヤマメといった川魚が生息している。

豊かな自然と希少動物

本県は、海岸線は男性的な隆起性の岩石海岸からなる越前加賀海岸国定公園と、リアス式海岸の景勝の地に恵まれた若狭湾国定公園に指定されており、また山岳部は貴重で美しい動植物の宝庫として白山国立公園と奥越高原県立自然公園に指定されるなど、山や海など豊かな自然資源に恵まれている。

また、湧水地に生息する「本願清水イトヨ」(大野市)九頭竜川中流に生息する「アラレガコ(大型のカマキリ)」(勝山市)などの天然記念物や、夜叉ヶ池に生息し当地固有の「ヤシャゲンゴロウ」など、貴重な自然資源と希少動物の宝庫となっている。

多様な歴史文化的資源と伝統芸能

本県には、全国一の発掘量を誇る恐竜化石にはじまり、奈良平安時代開基の寺院などの国宝や重要文化財、一乗谷朝倉氏遺跡、永平寺、丸岡城などの歴史文化的資源が点在し、武生市、小浜市、大野市、今庄町、上中町などの歴史的景観を残す町並みや城下町、歴史街道が数多く存在している。

また、お水送り(小浜市)や水海田楽能舞(池田町)などの行催事や伝統芸能とともに、武生市・鯖江市・今立町・宮崎村と中心とする和紙・漆器・陶芸・打ち刃物、小浜市を中心とするめのう細工など、長年にわたって培われ職人の技と想いが込められた伝統工芸の宝庫となっている。

(3) 福井型エコ・グリーンツーリズム推進の背景

農林水産業の新しい経営スタイルの確立

農林水産業を取り巻く環境が年々厳しさを増しており、本県農林水産業の振興を図るためには、農林水産物の2次加工・販売や観光産業と組み合わせた新しい経営への転換が不可欠である。このため、県の農業専門職員が事業化に向けた技術面の支援(指導・助言)を行うなど、市町村だけでなく県として深く関与することで、官民協働による推進体制を整備する必要がある。

滞在型観光の推進

観光により本県のブランドイメージをアップさせるには滞在型観光を進めていく必要があるが、県外から本県への観光客は通過型が大半を占めている。県が推進する「福井型エコ・グリーンツーリズム」を滞在型観光ビジネスとしての継続的な活動として定着させるためには、当該地域が構想力を発揮し、県内固有の地域資源(食、自然、歴史・文化等)を組み合わせた「体験メニューづくり」や「特産品づくり」など、本県の「地域ブランド」として付加価値とストーリー性を高めていく必要がある。そのためには、県がこれらの地域の取組みを財政的に支援するなど、市町村や関係団体と一体となって「福井型エコ・グリーンツーリズム」を推進していく必要がある。

農村と都市との交流の親密化

近年、安全で安心できる食料の供給、自然循環機能の発揮による環境に優しい農業や景観の形成という多面的機能の発揮など、農村への期待が大きくなっているため、今後は、生産者と消費者、都市と農村の連携と共生の視点を持って、農業・農村の展望を開いていくことが必要である。

そのためには、都市住民を地元集落の農業者の自宅に宿泊させることや、個人農家を始めとした多様な主体が農地を市民農園として直接都市住民に貸し付けることを可能にし、都市住民と地元住民が、直接的にふれあう場を提供していくことが必要である。

(4) 本県各地域ごとの特色

福井地区の特性

福井地区は、県都である福井市を中心に1市3町1村からなり、九頭竜川、足羽川、日野川の3河川によって形成された扇状地と越前中央山地および西部丹生山地から構成されている。

当地区では、ソバ、カブ、ニンニク等の地域特産物やコスモスなどの景観形成作物を活用して、女性や高齢者も加わって、消費者を対象とした各種イベントの開催、ファーマーズマーケットの設置、ソバ道場の開催、農村祭りなどを実施している。これらの地域資源に、農林水産業体験やゲンジボタル・森林性鳥類等の生態観察学習、一乗谷朝倉氏遺跡・永平寺等の歴史文化的資源を組み合わせ、永平寺への参拝客等をエコ・グリーンツーリズムに誘導する。

- ・景観形成作物（コスモス）を軸にした地域ぐるみの催し物開催（福井市） 古くから伝わる焼畑農法による赤カブ栽培（美山町）の活用
- ・クリ収穫体験（永平寺町） 越前そば打ち体験（福井市、美山町） 越前竹人形などの竹工芸品製造工程見学（福井市）
- ・曹洞宗大本山永平寺の参籠研修（修行僧の1日体験） 写経体験（永平寺町）
- ・ゲンジボタル（福井市・一乗滝周辺） 冬のカモ類等200種類を超える森林性鳥類（福井市・三里浜砂丘周辺）等の観察
- ・一乗谷朝倉氏遺跡、養浩館（福井市）、永平寺（永平寺町）等の歴史文化的資源を活用

坂井地区の特性

坂井地区は、福井県の北部に位置し6町からなり、坂井平野を中心とする平坦水田地域、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地の畑作園芸地域および加越山地に属する中山間地域からなり、それぞれの地域の特徴を活かした農業を展開している。当地区内には、東尋坊等の観光地や芦原温泉があり、関西方面などから多数の観光客が訪れている。

当地区では、豊富な自然資源の活用や他産業との連携強化を図り、農業・加工体験や観光農園等にもものづくり作業体験を交えた交流の場づくりを進めている。これらの取組みに、農林水産業体験や、東尋坊や雄島の原生林等の自然体験学習、北前船・蓮如上人等の歴史文化的資源を組み合わせ、東尋坊等への観光客や海水浴客をエコ・グリーンツーリズムに誘導する。

- ・花らっきょ、大根、メロン、すいか、ミディトマト、さつまいも、ナシ、リンゴ狩り（三国町、芦原町） ぶどう、ラベンダー、ブルーベリー狩り（金津町）
- ・「ふれあいパーク三里浜」（三国町）など、地元の新鮮な食材の加工・販売を行う農産物販売と農業体験イベントを実施する拠点施設を活用
- ・自然薯オーナー園（丸岡町） 酪農体験、スポーツ・文化体験（芦原町）の活用
- ・焼窯元での創作陶器、絵付の体験（三国町、芦原町） 「金津創作の森」（金津町）での創作体験、越前竹人形体験（丸岡町） 越前そばのそば打ち体験、アイスクリームの手作り体験の活用
- ・海食洞、海食崖（三国町・東尋坊） 天然記念物オオヒシクイ（三国町・九頭竜川河口） 暖地性の昆虫類（三国町・雄島の原生林） ヤマセミやカワセミ等の鳥類（芦原町・北潟湖周辺） 特異な分布と生態を示すアジメドジョウ（丸岡町・浄法寺山周辺）等の観察
- ・北前船、瀧谷寺（三国町） 芦原温泉（芦原町） 吉崎御坊、蓮如の里（金津町） 千古の家（丸岡町）等の歴史文化的資源を活用

奥越地区の特性

奥越地区は、県の東部に位置し、2市1村からなり、周囲を700～1,600mの山々に囲まれた盆地のため、昼夜の気温格差が大きく、品質の良い農産物の生産に好適な条件となっている。当地区は森林が85%を占め、白山国立公園・奥越高原県立自然公園にも指定され、法恩寺山や六呂師高原など九頭龍テラル高原リゾートが広がり、憩い、レクリエーションの場を提供する機能を有している。また、恐竜博物館や九頭龍ダム、越前大野城などの観光施設も整っている。

当地区では、豊かな自然環境に恵まれた森林・田園景観や、平泉寺などの文化的史跡を憩いの場としている。これらの地域資源に、農林業の体験や農林産物の直売、天然記念物の生態観察学習、左義長や歴史的街並み等の歴史文化的資源を組み合わせ、観光リゾート産業との広域連携を進め、奥越高原リゾートへの観光客をエコ・グリーンツーリズムに誘導する。

- ・サトイモ掘りや女性グループによる農林産物の直売などといった消費者との交流活動（大野市）
- ・「白山やまぶどうワイン」のブドウ狩り、ぶどうの木オーナー体験（大野市）
- ・農業体験施設「スタートランドさかだに」（大野市）、乳製品加工体験施設「ミルクランド」（大野市）
- ・越前大野七間朝市（大野市）平泉寺大門市（勝山市）を活用
- ・「勝山市長尾山総合公園」における恐竜化石発掘体験（勝山市）「歴史の里笛資料館」（和泉村）の笛づくり体験
- ・スキー、スノーボード、パラグライダーなどのスポーツ体験、スキージャム勝山（勝山市）のクラフト教室、陶芸づくり、キャンプ、マウンテンバイク等のアウトドアリゾートを活用
- ・本願清水イトヨ（大野市街）アラレガコ（勝山市・九頭竜川中流）ミズバショウ大群落（勝山市・取立平湿原）などの天然記念物、珍しい蜂類等の山地性昆虫（大野市・上小池周辺）等の観察
- ・左義長まつり、恐竜化石発掘地（勝山市）歴史的町並み（大野市）等の歴史文化的資源を活用

南越地区の特性

南越地区は、福井県のほぼ中央に位置し、2市4町1村からなり、中央部を縦断する日野川を挟んで耕地が分散し、平坦地域、中山間地域、海岸線地域の3つに大別され、それぞれの地域の特徴を生かした営農が展開されている。また、和紙、漆器、打ち刃物等の伝統工芸産業や越前おろしそばのソバ打ち体験施設も数多くある。

当地区では、山・里・海・川の幸に加え、多くの伝統工芸産業があり、これらの地域資源に、農林漁業体験、貴重な昆虫類や鳥類の生態観察学習、歴史的街並みや伝統芸能等歴史文化的資源を組み合わせ、広域的な連携により多様な体験プログラムを開発し、訪れた観光客をエコ・グリーンツーリズムに誘導

- ・「ファームハウス・コムニタ」の野菜収穫・農村体験、「大本溪流館」（池田町）の林業体験、「天池の宿」の溪流釣り、山菜取り、ハイキング（池田町）
- ・「(有)リトリートたくら」の農業体験（今庄町）モモ、ネクタリン、りんご狩り（河野村）
- ・日本3大産地のひとつでもある越前海岸すいせん畑での水仙まつりの活用
- ・「ほっと今庄」などの消費者と生産者の直接対面による直売施設の活用（今庄町）
- ・普段の生活では体験できない農山村の作業を競技風にアレンジした「農林」ピック（丸太よじ登り競技、ニワトリの追い込み競技、米俵担ぎ競技など）（池田町）
- ・武生市、鯖江市、今庄町、池田町での越前そば打ち体験
- ・越前打刃物作業見学、ガラス工芸品製作体験（武生市）越前漆器の作業工程見学、アートガラス体験（鯖江市）「和紙の里会館・卯立の工芸館・パピルス館」の紙漉き職人の実演、和紙作り体験（今立町）
- ・ヤシャゲンゴロウ等の貴重な昆虫類（今庄町・夜叉ヶ池、木ノ芽峠周辺）鳥類・大杉（今立町・五箇地区原生林）等の観察
- ・越前万歳、歴史的町並み（武生市）佐々木小次郎生誕地（今立）、今庄宿、板取の宿（今庄）水海田楽能舞（池田町）等の歴史文化的資源を活用

丹生地区の特性

丹生地区は、福井平野の西端に位置し、4町2村からなっている。東部の平坦地域、中山間地域、西部の海岸地域と変化に富んだ地理的条件と風土を有し、それぞれ特徴的な農業を展開し、小規模ながらも地域特有の特産物を産する個性的な地区である。また、海岸段丘を形成する西部海岸部では、県の花である「越前スイセン」が栽培されており、開花時期である冬季には「越前がに」とともに重要な観光資源となっている。

当地区では、農業・農村体験交流施設等が単独では集客能力が弱いいため、各施設が連携して、地区全体での自然と調和した観光農業やグリーンツーリズムに、スイセンや鳥類等の生態観察学習、明神ばやし等の歴史文化的資源や越前焼き等の伝統工芸体験を組み合わせ、訪れた観光客に新たなエコ・グリーンツーリズムを体験してもらう。

- ・「泰澄の杜」のブドウ狩り（朝日町）ミカン狩り（越廼村）しいたけ狩り（織田町）
- ・「悠久ロマンの杜」の農業体験、竹細工作り、炭焼き体験、陶芸体験（織田町）

- ・定置網漁体験、磯釣り、船釣り、大謀網漁見学（越廼村）、イカ釣り、朝釣り体験（越前町）
- ・「町立福井総合植物園プラントピア」の押し花キーホルダー、ウディクラフトづくり、草木染め教室（朝日町）
- ・棚田百選に選定された「千枚田」や、日本で初めての越前水仙オーナー制度（越前町）を活用
- ・「福井県陶芸館」の越前焼、越前瓦の製造工程見学、陶芸体験（宮崎村）
- ・スイセン（越前町、越廼村）、海食洞・岩礁（越前町・越前岬）夏鳥・冬鳥（越前町・血ヶ平）等の観察
- ・明神ばやし（織田町）、越前焼き登り窯（宮崎村）等の歴史文化的資源を活用

二州地区の特性

二州地区は、福井県の南西部に位置し、1市2町からなっている。北はリアス式海岸の雄大な若狭湾国定公園に面し、山と海と湖の織りなす美しい景観は観光地として名声が高く、往古より中国大陸との自由往来があった。三方五湖などの観光資源に恵まれており、年間350万人もの観光客が訪れており、農業でも観光を活かしたナシ園やミカン園、サツマイモ掘り取り園などが人気を集めている。

当地区では、海・湖・里・山の変化に富んだ自然を一度に味わえる立地条件を活かし、各種観光農園や加工体験場、農家レストラン、民宿など観光関連業種と連携し、貴重な動植物の生態観察学習、歴史文化的資源を組み合わせ多様な体験プログラムを提供し、主に関西方面からの観光客をエコ・グリーンツーリズムに誘導する。

- ・ナシ、ミカン狩り、サツマイモ掘り（敦賀市、美浜町）
- ・地引き網体験、定置網体験、大敷網漁業体験（敦賀市、美浜町、三方町）
- ・三方五湖、海釣り公園、縄文博物館を活用
- ・「どんぐりクラブ」（美浜町）の森林体験学習、「溪流の里」（美浜町）の溪流釣り体験
- ・「県海浜自然センター」（美浜町）でのスノーケリング教室・自然体験講座を活用
- ・水鳥・淡水魚（三方町、美浜町・三方五湖）、特別天然記念物ニホンカモシカ（美浜町、三方町・三十三間山）等の観察
- ・西福寺（敦賀市）、鳥浜貝塚（三方町）等の歴史文化的資源を活用

若狭地区の特性

若狭地区は、県の南西部に位置し、1市3町1村からなっている。地形は若狭湾と後方の産地に挟まれた沈降山地で形成されており、海沿いは年間を通して温暖であるが、山間部は降雪量が多い等気象的格差の大きい地区である。古くから地縁的に京阪神地域との交流が盛んで、かつて「御食国（みけつくに）」と称され、若狭地区の農林水産物を京の都へ献納していたという史実もある。また、豊かな自然や、「お水送り」等の伝統行事を通じた観光資源が豊富である。

当地区では、農林水産業を含む地元産業と宿泊施設を結びつけ、釣り・磯遊び・森林浴・トレッキング・市民農園等をメニューにしたアウトドア型と、作業・加工等の体験と食農教育を中心としたインドアでの体験教育型の農林漁業体験に、貴重な動植物の生態観察学習、お水送りやさば街道等の歴史文化的資源を組み合わせ、通年型・滞在型ツーリズムを実施し、訪れた観光客をエコ・グリーンツーリズムに誘導する。

- ・かみなか農楽舎による農業体験（上中町）
- ・山菜取り、梅もぎ、柿とり、漁業体験（刺し網、定置網、餌やりなど）（小浜市）、干物づくり体験（アジ、カマス、カレイ、カワハギ、サバ、イワシ、ハタハタなど）、田植え体験、稲刈り、魚釣り（高浜町）
- ・「村の達人（隊）」等による伝承技術や伝統料理のPR
- ・「若狭めのうセンター」でのめのう貼り絵体験、「箸のふるさと館 WAKASAWA」の若狭塗箸研ぎ出し体験（小浜市）、「きのこの森陶芸館」の陶芸、絵付けの体験（大飯町）
- ・県海浜自然センター、海中公園等（三方町）の活用
- ・イワツバメ、ニホンザル（小浜市・久須夜ヶ岳）、本州唯一のナタオレノキ、天然記念物・照葉樹林（小浜市・蒼島）、ビワの自生（大飯町・大島半島）、暖地性昆虫（高浜町・内浦湾）等の観察
- ・お水取り、国宝寺院（小浜市）、さば街道、熊川宿（上中町）等の歴史文化的資源を活用

(5) 特別区域の範囲

今回の特別区域の範囲については、これまでの都市農村交流の実施状況を踏まえ、農家民宿や市民農園の展開の可能性や「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進に対する地元の要望が高い地区、かつ、エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズムへの取組みが盛んな市町村が周囲にもあり今後の広域化に向けて迅速な取組みが可能な地区から、特例措置を受ける主体の特定状況を勘案し設定した。

今立町（南越地区）

(ア) 環境特性

今立町は福井県のほぼ中央に位置し、南と西は武生市、北と西は鯖江市、東は池田町に隣接している。町域は武生盆地に含まれる地区と、その周囲を取り巻く山間部に分かれ、東西10km、南北6.5km、総面積45.43km²で、このうち約70%が山林である。

交通網は、東西に国道417号線が走り、西は越前海岸に、東は池田町を通過して岐阜県に至っており、また北陸自動車道の武生インター・鯖江インターいずれからも、約10分程度の距離にあり、関西・中京圏にも比較的近い位置にあるといえる。

また、古くから、和紙・繊維の地場産業を基幹に発達し、漆器・メガネ・家具製造などを含め、手工業の盛んな町であるとともに、水稲単作の兼業を中心とする農業も盛んな町でもあり、伝統産業・越前和紙の手漉き体験や、謡曲「花筐」の舞台となった花筐公園・剣豪「佐々木小次郎」の生誕地である「高善寺」や「小次郎公園」などの観光名所など、歴史と伝統を今に伝えている。

(イ) エコ・グリーンツーリズムの現状

平成8年に、ハツ杉自然公園・ハツ杉キャンプ場との一体利用と、自然体験学習の可能な宿泊研修施設「ハツ杉森林学習センター」を開設し、町のグリーン・ツーリズムの拠点施設として取組みを進めてきたが、この施設のみの利用でグリーン・ツーリズムを町内へ普及するのも、ましてや町外への普及もなかなか困難な状況であった。

また、町の伝統産業で、観光の要でもある越前和紙も手漉き体験だけではリピーターを呼べず、他の地場産業・機織りや漆器などの体験可能な豊富なプログラムで、新たな滞在型の誘客方法を考えなければならない。さらには、もう一つの主産業である農業についても、グリーン・ツーリズムや地産地消を進めることによって、都市との交流から新たな農業への活力が生まれてくるものと考えられる。

こうした観点から、平成14年10月、関係者が集まりグリーン・ツーリズム推進協議会準備会を開催し、意見交換を行った。そこでは、はたして農業に対する都会の人たちの関心はどれほどなのか、人が訪れる可能性を探るべく、平成15年度「田んぼのオーナー制度」を試行した。京阪神・中京からの反響は大きく、今後の事業の推進に期待できる手ごたえを感じた。

今後、エコ・グリーンツーリズム推進協議会を立ち上げ、関係機関が連携して、受入体制の整備と、町の魅力と人材を活かしたプログラム作り、PRに取り組むべく、早急に対応が必要であると考えている。

(ウ) 規制特例の必要性

「田んぼのオーナー制度」などの取組みから発展し、農家や農地所有者と直接的にふれあう農業体験プログラムを開発するためには、これに適した個人民宿等が少なく、農家民宿に積極的に取り組む必要がある。また、地区内の農業者が農家民宿を開業するため特例措置の適用を要望している。

このため、今立町においては、農業者の自宅に直接宿泊する農家民宿を整備することにより都市住民の方に、普段着の今立町をお客様扱いでなく楽しんでもらえるよう農林業、伝統工芸、観光等それぞれの関係者による推進体制を整備し、今立町の豊かな自然と歴史、文化を絡めたエコ・グリーンツーリズムを推進し、地域の活性化を図る。

今立町内の体験交流施設等

施設名	施設規模	施設機能	管理運営主体	利用者数	雇用者数
ハツ杉森林学習センター	宿泊棟 1 棟 交流棟 1 棟 体験棟 1 棟	宿泊型体験施設	(財)伊万太千	17,240人	4 人 うち臨時 1 人
和紙の里会館 卯立の工芸館	資料館 1 棟 実演棟 1 棟	資料館等	(財)伊万太千	45,291人	
パピルス館	体験棟 1 棟	紙漉き実習施設	(財)伊万太千	27,619人	

上中町（若狭地区）

（ア）環境特性

福井県の西南、若狭の中央に位置し、古くから近畿圏の要衝として発展してきた。JR小浜線および国道27号線、国道303号線は町の中央を東西に走り、小浜市、敦賀市や滋賀県を経て近畿、中京方面への交通の要所となっている。

古代、若狭は、朝廷に食料を献上する御食国（みけつくに）の一つであった。日本海で獲れた魚や貝が遠路はるばる京都へ運ばれ、18世紀後半になると大量の鯖が若狭から京へと運ばれるようになった。それが、若狭街道が鯖街道と呼ばれた由来である。1589年に若狭の領主、浅野長政が、熊川を鯖街道における宿場町としたことが始まりとなっている。かつて宿場町として栄えた「熊川宿」は平成8年国の重要伝統的建造物群保存地区に指定され、町並みの保存が進められている。また町には、環境庁指定・名水百選の一つ、「瓜割の滝」がある。

上中町は、従来から住民が主体となった地域づくりが盛んで、住民と行政が連携し、快適な環境づくりに取り組んでいる。

（イ）エコ・グリーンツーリズムの現状

上中町は、農業を目指す若者の研修の場、新規就農者の育成の拠点として、「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化すること」を大きな目標とした農業生産法人「かみなか農楽舎」を上中町、末野集落、類農園等で、平成13年10月に設立した。上中町の農業、集落は高齢化と後継者不足により、大きな試練に立たされている。しかし、一方において、安全で安心できる食料の供給、自然循環機能の発揮による環境に優しい農業や景観の形成という多面的機能の発揮など、都市への期待も大きくなっている。今後、生産者と消費者、都市と農村の連携と共生の視点を持って、農業・農村の展望を開くことが重要と考えている。

（ウ）農業生産法人 「かみなか農楽舎」の概要

<事業内容>

都市の視点から農業と農村を考え、行動する力と豊かな人間形成を図ることによって将来農業経営者として、また、地域社会の一員として活躍できる人材の育成と研修を目標にした就農定住の準備校の役割を担っている。

ここでの研修は、町あげて担い手農家や先進的な農業者による研修体制を組み、実践的な農業技術を学びながら、農産物の調理加工、販売経営、体験学習も行っている。同時に都市や他地域とのネットワークを形成して、将来の就農定住に欠かせない産直の体制を構築していくことも大きな事業の柱に考えている。

町の活力ある人達と広く交流して得られる、町の持つ空気・価値観に触れ、自立を志す研修生には、新規就農に必要な農地、資金、住宅や農的生活を最大限に支援する機能をかみなか農楽舎は、担っている。

<運営状況>

研修事業では、長期継続的な農業、高技術的な農業を展開するため新規就農者の定住を目指した農業研修を展開しており、現在、東京・埼玉・神奈川・大阪の若者が7人、町内認定農家の指導のもと研修している。また、農業インターンシップ事業にも積極的に取り組み、京阪神地区をはじめとする都市からの学生を受け入れている。

体験学習事業では、地元の小中学生をはじめ都市の家族等を受け入れ、田植え体験、稲刈り体験等実施してきた。これまでも、直営事業をはじめ小学校や子ども会、自治会等団体独自プログラムでの施設の利用等、多くの客が来園した。体験学習事業をはじめ収穫祭等の直営事業および団体の受入事業を実施する際には、必ず、地元の協力を得て受け入れしており、地元の人と都市の人との交流ができるよう、試行錯誤を繰り返し、プログラムしている。

具体的には、田植えや稲刈りの指導、そば打ち、餅つき、わら細工等々の指導や技のデモンストラーション、地元につながる昔話、時には受入体制づくりの裏方等として協力を得ている。

< 課題 >

また、現在、都市からの若者の就農・定住を促進する農業研修を展開中であるが、都市からの非農家出身の研修生が、就農を含め地域社会の一員として信頼関係を得るには実践的な農業技術の習得と自らの経営基盤を確立するための人間関係の醸成が必要である。そのためには、地域の支援体制づくりに努めるとともに、新規就農者による就農定住を計画的に推進するための体制づくりを必要としている。

朝市などによる農産物の直売等の活動が活発化している。この取組みをアグリビジネスとして起業化することにより、農村婦人および熟年者の新たな就業機会を創出し、さらに、鯖街道等の歴史や地理的要因を背景に、京阪神地域に販路を確立していくことで、農村と都市住民との交流による町全域の農業・農村の活性化につながると考えられる。

かみなか農楽舎の規模等

区 分	内 容
研修関係	農業総合公園内に体験田、畑、ハウス約 1 h a
水 稲	水田 1 2 h a
転作関係	大麦、野菜 4 h a
その他	果樹、景観作物等 3 h a

(エ) 規制特例の必要性

若狭地区は、地理的・歴史的・文化的に京阪神地域と関わりが深く、15年3月に舞鶴若狭自動車道が開通したことにより移動時間も大幅に短縮され、京阪神地域からの新規就農を目指す若者の受入に適した地域である。中でも上中町は、関東・関西地域から新規就農を目指す若者に対する就農研修、京阪神地域の学生を対象とした農業インターンシップ、地元小学生や都市住民に対する農業体験・食品加工体験など、農業生産法人が中心となり住民が一体となって先進的な都市住民とのふれあい交流を展開しており、さらに交流を深めるための体制づくり(農家民宿や市民農園等)に積極的に取り組んでいる。

今後の課題となっている、「かみなか農楽舎」を訪れた人と地元がより交流を深められるよう、豊かな自然と歴史、文化を絡めたエコ・グリーンツーリズムにより都市住民との直接的なふれあいを実施するためには、地元集落の農業者の自宅に直接宿泊する農家民宿を整備する必要がある。

また、従来の特定期農地貸付法では、地方公共団体又は農業協同組合が貸付主体となり運営するものであり、農園利用者と農地所有者や近隣農業者との交流は希薄となりやすい弊害があった。このため、個人農家を始めとした多様な主体(かみなか農楽舎等)が、区域内に多数存在する耕作放棄地等を市民農園として都市住民に貸し付けることにより、借り手、貸し手お互いに顔の見える交流に取り組む必要がある。

こうした状況の中、地区内の農業生産法人が農家民宿の開業や自ら市民農園の開設を実施するため特例措置の適用を要望している。

このため、規制特例を適用することにより、地域として自発性を持った都市農村交流による農地の有効利用が図られるとともに、市民農園における営農・技術指導等を通じて、都市住民等と地元住民が更なるふれあいが生まれ、都市住民にとっては農業への理解が深まると共に、地元住民にとっても、高齢者等の生きがいにつながると考えられる。

(6) 特区区域以外の中山間地域での取組み

県としては、県全域で「福井型エコ・グリーンツーリズム」を推進していく中で、関係団体と協

力して、広域的体験プログラムの開発や、農家民宿や市民農園等の事業者参入に積極的に取り組むこととしており、今後、今回の特別区域以外の中山間地域においても、熟度の高まりを勘案しつつ、特区の区域として追加していく。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 本県におけるグリーン・ツーリズムについては、これまでに市町村などを中心として、田植え、稲刈りなどの農作業体験、オーナー農園やもぎ取り園における収穫体験、そば打ちやしめ縄づくりなどの農村文化体験、朝市におけるふれあい体験などが取組まれてきた。県では、地域における指導者の育成と資質向上のための研修を開催したり滞在型体験メニューづくりを支援するほか、体験施設を紹介したパンフレットや体験風景を映したCD-ROMを作成し、都会の人向けに情報発信を行ってきた。
- (2) しかし、県内の農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、新規就農者は年間10～20名の範囲で推移しており、Uターンや非農家からの新規参入等が増えつつあるものの、全国よりも高い高齢化の進行等により後継者不足は深刻な状況に陥っている。このため、農村地域の美しい自然、伝統、文化、史跡等の豊かな資源を有する農村空間を博物館として捉え、観光等の地元産業と広域的に連携することにより、交流を中心とした若者が魅力を感じる農林水産業を確立し、農林水産業に対する理解を深め、新規就農を促進することが喫緊の課題となっている。
また、本県は豊かな自然と伝統に恵まれ観光資源は豊富であったが、全国的な観光ホテルがなく通過型観光客が大半を占めるという傾向があるうえ、ライフスタイルや価値観の多様化が進んだことにより、観光入込客は年々減少している。したがって、県内の観光資源の価値を再発見し、滞在型・体験型などの従来にはない観光を開発していく必要がある。
- (3) こうした状況を踏まえ、本県では、農林水産業や伝統産業の振興を図るため、生産者と消費者、都市と農村の連携と共生の視点に立ち、本県が有する豊かな自然と古くからの技を活かした地場産業が持つ癒しと教育の要素を活用し、学び・体験する旅として「福井型エコ・グリーンツーリズム」を積極的に推進することとしている。
- (4) 「福井型エコ・グリーンツーリズム」においては、地域の自然や特産品を核として、都会の人に福井の田舎でスローライフをエンジョイしてもらうことを目指しており、それにより、観光産業等と連携した魅力ある農林水産業を確立し、農林水産業の振興と新規就農の促進も図られるものと考えている。
さらに、県では、自然や食、文化、歴史などの資源を活かした地域の活性化に向けたこうした取組みの中から優れたものを地域ブランドとして育成し、これらを基に“ふくいブランド”とし広く全国に発信していくこととしている。
- (5) 今後、「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進に当たっては、各地域における宿泊施設の状況や新規就農希望者の状況などを基に、農家民宿における消防用設備の設置基準緩和や、農家や農業生産法人が直接市民農園を開設できるよう規制特例を適用した農家民宿や市民農園を進めることで、都市住民が農業に対する理解を深めるとともに、都市からの就農・定住を目指す若者が信頼関係を築き、地域社会の一員として活躍できる場を提供することとしている。
- (6) 農山村地域の活性化が全国的課題となる中、地域の自然や特産品、観光施設を最大限に活用し、地域ぐるみで都市住民との交流を行う滞在型・体験型ツーリズムを推進することは、本県のみならず、農林水産業や伝統産業の振興を課題としている他の地方のモデルとなるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) ふるさとの香り漂う農村づくり

福井県では、最近の農業・農村を取り巻く社会情勢の変化、また、新たな農政の課題に的確に対

応するため、平成13年2月に、「21世紀 福井の食料・農業・農村ビジョン」を策定した。このビジョンは、県民に県内の農産物や農業・農村への理解を深めてもらい、農業者と消費者、農村と都市との共栄を目指し、ゆとりと豊かさが実感できる農林水産業の実現を図るものである。

具体的には、「安心して豊かな食料の安定供給」、「地域の特性を活かした福井型農業の推進」、「ふるさとの香り漂う農村づくり」、「意欲と創造性豊かな多様な担い手の育成」の4つを基本方向としている。そのうち「ふるさとの香り漂う農村づくり」の中では、福井型エコ・グリーンツーリズム等の交流活動を促進することなどを目指している。

(2) 構造改革特区の展開

県内には、現在、26市町村に63ヶ所の体験施設および体験農園、10市町村に18ヶ所の体験民宿、6市町に26箇所の市民農園等が整備されている。しかし、「福井型エコ・グリーンツーリズム」により都市住民との直接的な交流を行い、県内全域において滞在型観光ビジネスを定着させることは、特定事業を活用し、既存の体験施設と広域的に連携させていくことにより可能になる。

このため、中山間地域を含む市町村のうち、体験民宿と市民農園のいずれもない19市町村において特定事業を実施することにより、他の市町村との広域連携を可能にしていくとともに、その他の市町村においても、市町村や事業主体の意向を踏まえて特定事業の活用を図っていく必要がある。

当計画の推進に当たっては、現在、農家民宿の開業については今立・上中両町の2事業者が、市民農園の開業については上中町の1事業者が特例措置を用いた事業実施の意向を示しており、当面、この2町を特区区域として実施するとともに、同区域内の他の農林漁業経営者についても、農家民宿や市民農園開設等による都市住民とのふれあい交流の実施状況を勘案しながら、規制特例措置の適用を図っていく。

なお、計画区域以外の地域に対しては、当計画の成果を踏まえ各市町村の施策方針と調整を図りながら、16年度中に、県内各地域（下表の3地域）でモデル的に農家民宿および市民農園等の特定事業を実施できるよう特区区域を拡大していく。また、19年度には県内19市町村に特区区域を拡大し、他の市町村区域における体験民宿や市民農園整備等の整備と併せて、全市町村で受入れ体制を整える。

地域	中山間地域を含み、かつ、体験民宿・市民農園のない市町村	規制特例を活用した農家民宿等の目標数（H20）	規制特例を活用した市民農園開設目標数（H20）
福井・坂井・奥越	大野市、勝山市、美山町、松岡町、永平寺町、上志比村、和泉村、丸岡町	10	4
丹生・南越	今立町、南条町、河野村、朝日町、宮崎村、織田町、清水町	10	4
二州・若狭	美浜町、上中町、名田庄村、大飯町	10	4
計	19	30	12

地域別の目標は、今後の市町村合併の進展により地区が一部再編される可能性があるため、県内7地区を3地域にまとめて設定した。

(3) 「福井型エコ・グリーンツーリズム」推進の目標

農林水産物の2次加工、観光産業等と組み合わせた農林水産業の新たな経営スタイルの確立、およびエコ・グリーンツーリズムに各地域の食、自然、歴史・文化等を取り入れた滞在型観光としての広域的な体験プログラムの開発を促進し、農村と都市との交流人口を増加させ、農林水産業の振興と本県のブランドイメージのアップを図る。

新規起業（特区区域）

規制特例を活用した農家民宿や農林産物加工など小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

項目	H15	H16目標	H20目標
規制特例を活用した農家民宿等の開業件数	0件	4件	30件

市民農園の面積拡大（特区区域）

規制特例を活用した農家、農業生産法人等による市民農園の開設が可能となることにより、農業経営の事業拡大を目指す。

項目		H15	H16目標	H20目標
規制特例を活用した市民農園	開設数	0カ所	3カ所	12カ所
	面積		0.45ha	2.1ha

その他の体験施設等の推進目標（県全域）

体験施設等		H15	H16目標	H20目標
体験施設・体験農園等 （観光農園を含む）		63	66	77
体験民宿の登録数		18	39	75
ふれあい牧場数（加工・販売の取組み数）		8	8	10
市民農園開設数	開設数	26	28	35
	面積	7.8ha	8.2ha	9.3ha
交流ターミナルの整備		40	45	60
直売施設（朝市、夕市を除く）		(H14) 40	40	45

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 中山間地域の交流人口の拡大

自然、農林業、伝統工芸、文化など様々な地域の資源を活用し、地域の魅力を最大限に発揮することで、交流人口の拡大が期待される。

特に、農家民宿や公共施設等を活用した滞在型の交流を目指すことにより、宿泊客の増大が期待される。

(千人)

	H14	H20	H14	H20
日帰り客	2,719	2,879	160	106%
宿泊客	817	1,011	194	123%
計	3,536	3,890	354	110%

今後5年間で交流人口を10%伸ばすとともに、スローライフを体感する旅行へのニーズが高まっているため、滞在型の体験プログラムを開発するとともに、農家民宿の開業を促進することにより、交流人口に占める宿泊客の割合を現行の23%から26%とする。

(2) 中山間地域における観光消費額の増加

農家民宿や市民農園の開設により、今後都市農村交流に係る観光消費額の増加を目指す。

(千円)

	H14	H20	H14	H20
日帰り	2,779,794	2,946,581	166,787	106%
宿泊	7,371,794	9,067,306	1,695,512	123%
計	10,151,588	12,013,887	1,862,299	118%

なお、県全体の中山間地域の約18億6,200万円の経済効果のうち、特例の適用により、

農家民宿を今後5年間で新たに30軒開業させ、1億260万円

市民農園を今後5年間に21,000m²開設させ、630万円

農林水産物の販売促進効果により、7億800万円

の経済効果を見込む。

8 特定事業の名称

- (1) 4 0 7 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業
- (2) 1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外のものによる特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進体制

県技術職員が市町村や関係団体と連携して、新たな農業経営に取り組む農林漁業経営者に対して、経営指導を行う。また、各地区ごとに設置する担当者連絡会において、県、市町村、ＪＡ、林業・観光等関係団体が一体となって、各地域２～３の市町村にまたがる広域体験プログラムの開発を行う。また、各地域における地域活性化活動の推進および受入れ体制の整備についても、県技術職員や担当者連絡会が中心となって進めていく。

県庁内推進体制	各地区推進体制	地区	広域体験プログラムの例
「エコ・グリーンツーリズム推進チーム」 ・総務部 政策推進課 ・福祉環境部 自然保護課 ・産業労働部 観光振興課 ・農林水産部 農林水産振興課 森づくり課	「各地区担当者連絡会」 ・県農林総合整備事務所 ・市町村 ・ＪＡ ・商工団体、観光団体 ほか	福井	農業・食品加工体験、ファーマーズマーケット、歴史・文化(永平寺、一乗谷朝倉氏遺跡等)等【福井市、永平寺町、上志比村】
		坂井	農業・漁業・食品加工体験、自然資源(海浜自然公園、雄島の原生林・樹海、竹田川等)、歴史・文化(北前船、蓮如の里、芦原温泉、千古の家等)、伝統行事・祭事等【三国町、あわら市、丸岡町】
		奥越	農業・酪農・ミルク加工体験、伝統行事・祭事(朝市、紅葉祭等)等【大野市、勝山市】 林業・木工品加工体験、アウトドアスポーツ、自然資源(本願清水イトヨ・アラレガコ生息地等)等【大野市、勝山市、和泉村】
		丹生	農業(田植え、越前すいせん等)・漁業体験、自然資源(千枚田、国見岳、越前加賀海岸国定公園、温泉等)、海産物特産品(越前がに等)等【越前町、越廼村、河野村】 農業・伝統工芸体験(陶芸)、自然資源(プラントピア)、伝統行事・祭事(明神ばやし、陶芸祭り等)【織田町、宮崎村、朝日町】
		南越	農業・食品加工(越前そば等)体験、伝統工芸体験(和紙、漆器、ガラス等)、自然資源(花はす温泉、夜叉ヶ池等)、歴史・文化(小次郎公園、)等【武生市、鯖江市、今立町、南条町、今庄町】
		二州	農業・漁業・食品加工体験、自然資源(若狭湾国定公園、三方五湖等)、歴史・文化(鳥浜貝塚)等【敦賀市、三方町、美浜町】
		若狭	農業・漁業・海産物加工体験に自然資源(鶴の瀬、瓜割の滝)、歴史文化的資源(熊川宿、国宝寺)、伝統行事・祭事等【小浜市、上中町】 農業体験、林業体験、木工品・竹工芸品加工体験、自然資源(青葉山、頭巾山等)、天体観測等【小浜市、高浜町、大飯町、名田庄村】

(2) 地域活性化活動の推進

人材の育成

- ・地域の中心となるべきインストラクター等の人材育成、体験民宿経営者等の育成
- ・地域の自然や歴史・文化を語る「語り部」の養成
- ・集落生産組織や集落を超えた広域組織などの大規模農家や法人等、経営感覚に優れた多様な担い手を育成
- ・生産組織の新たな発展をめざした組織の法人化や、経営の複合化を図り、次の世代に受け継がれるような企業的な経営体を育成

- ・生産から販売を含めたマーケティング感覚と、優れた経営管理能力を有する経営体を育成（消費者ニーズに応じた物づくり、体験農業や農林産物の加工など）
 - ・林業従事者等を対象とした林業教室、教育指導者養成研修を実施し、インストラクターを育成
- 地域資源の広域連携を推進
- ・地域農業施設を活用したソバ道場開催、農村祭り等の組み合わせることにより、四季を通して消費者と交流できる環境づくりを推進
 - ・農業体験・乳製品加工体験施設、農林産物直売所、観光施設を組み合わせた観光リゾート産業との広域連携を推進

地域に有する豊かな地域資源を P R

- ・ホームページや P R 用 C D - R O M の作成による情報発信
- ・福井県を県外に P R する地域ビジネス活動アイデアを県民から募集し、採用したアイデアの実行を支援

（ 3 ） 受入体制の整備

各種交流活動の一元的管理体制づくりとネットワーク化の推進

- ・エコ・グリーンツーリズム担当者連絡会の設置、アドバイザーの派遣、広域連携活動の調整
- ・実践農家の組織化と育成、体験交流情報の収集
- ・活動里山林の設定とボランティア活動組織の結成
- ・各地域自然体験会に対する支援

交流ターミナルの整備

（交流拠点施設 4 8 か所、体験施設・農園 6 3 か所、農産物直売施設 9 6 か所、加工施設 7 0 か所）

- ・ファーマーズマーケット等の販売拠点施設による特色ある農産物直売や加工販売等の農業者の取組みを促進
- ・遊休農地を活用した通勤型・滞在型市民農園・体験農園の整備を推進

農林漁業体験・交流、自然生態観察等の取組みの推進

- ・モデル事業（実践計画の策定、実践活動の展開）の実施
 - 平成 1 4 年度 3 町（今庄町、三方町、上中町）
 - 平成 1 5 年度 3 市町（小浜市、池田町、織田町）
 - 平成 1 6 年度 2 町（今立町、織田町）
- ・女性や高齢者の参加による消費者を対象としたイベントおよび農業体験を開催
- ・農業・加工体験や観光農園等の交流の場づくりを進めるなど農業の枠を超えた多面的な取組みを促進
- ・地域の農業者等がコミュニケーションを図りながら集落の伝統・文化を見直す場として集落センターや交流広場等の整備を推進
- ・小中学生や一般県民を対象にした林野外体験学習、地域林業グループ等と一般県民とが森林と親しむ体験会の実施
- ・自然体験プログラムの事前調査・開発
- ・小学生や都市住民を対象にした自然と親しむ体験会

地域特産物の活用の促進

- ・消費者ニーズに対応した新たな“売れる”加工品開発
- ・観光農園との連携による加工品開発と販売戦略の構築

別紙(407)

1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

今立町および上中町に住所を有する農林漁業者、農業生産法人及び同町内に農地又は山林を有する農林漁業者、農業生産法人で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を活用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動)に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防法第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

16年度においては、4月から規制特例の適用および食品衛生法等の関連法に基づく所要の手続きを行い、5月には農家民宿を実施するために必要な特例の適用等を行う。そして、特例の適用以降、農家民宿への受入を開始し、全国にPRし受け入れ客を募集していく。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

近年の中山間地域等での自然とのふれあいや心身のリフレッシュ等、エコ・グリーンツーリズムへの期待が高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規則の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1項)において、

(ア) 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること

(イ) 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること

(ウ) 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、

(ア) 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること

(イ) 客室が10室以下であること

(ウ) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報そ

その他これに関連する内容とすること。)が明示されること
の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消
防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。